

## 随意契約理由書

件名	灘駅線エスカレーター保守点検業務
契約の相手方	株式会社JR西日本テクシア
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
<p>随意契約の理由</p> <p>エスカレーター等の昇降設備については、万一の事故に備えた安全管理が不可欠であるが、自由通路である灘駅線には現地に人が常駐していないため、モニタリングによる遠隔監視が必要であり、異常を検知した場合には速やかに対応・復旧する必要がある。</p> <p>遠隔監視機能を運用するためには、製造・設置したメーカー独自の通信回線を使用し、監視センターと接続する必要があり、製造・設置したメーカーである上記業者はそのための設備を配備している。製造・設置したメーカーである上記業者以外の会社と契約することは、費用面、設備改修の面から望ましくない。</p> <p>また、製造・設置したメーカーである上記業者は製品に精通している上、当該機種種の専用パーツをストックしていることなど、安全管理面、緊急対応性において最も信頼が置ける。</p> <p>昨今の昇降機の事故では、製造・設置したメーカー以外の業者が保守点検業務を実施していたことから、原因が製品自体にあったのか保守点検作業にあったのかが特定できずに問題となった事があり、このような事態を避け、事故時の責任の所在を明確にするためにも製造・設置したメーカーである上記業者に本業務を随意契約する必要がある。</p>	
担当部署 (問合せ先)	都市局 市街地整備部 都市整備課工務係 (電話番号:078-595-6769)